

令和6年4月 1日

学生各位

鳴門教育大学長
佐 古 秀 一

【重要】「新型コロナウイルス感染症」等に罹患した場合の修学上の取扱いについて

昨今、新型コロナウイルス感染症及びインフルエンザの流行が拡大しております。このような状況を踏まえ、本学では感染拡大防止の観点から、下記の感染症に罹患した場合の出席停止期間及び代替措置等について、次のとおりとします。

学生の皆さんは、必ず一読いただき、適切に対応してください。

(1) 感染症の種類と出席停止期間

- ・新型コロナウイルス感染症・・・発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
- ・インフルエンザ・・・・・・・・発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで

(2) 出席停止となる場合の授業等の取扱いについて

出席停止により、授業及び試験を欠席する場合は、学生に不利益とならないよう、代替措置を設けています。

なお、代替措置を受けるためには、以下の手続きを行う必要があります。

- ① 医療機関を受診し、医師の診断を受けてください。感染判明後は速やかに Live campus U上で欠席届を提出してください。(診断書の提出は不要)
(欠席届を入力する際には、理由欄に必ず、「〇〇〇〇(感染症名)の待機期間による欠席」と入力してください。)
- ② 登校再開後、授業担当教員に出席停止期間が終了した旨を伝え、代替措置の指示を受けてください。

※上記の手続きを行わなかった場合は、出席停止期間は欠席扱いとなります。

※医療機関の受診の証拠として、領収書等の写しを求める場合があります。

※集中講義については、開講の都合上、本措置の対象外となる場合があります。

※感染症への罹患以外の理由による試験の代替措置(=「追試験」)については、
本学の取り決めに沿って行いますので、「履修の手引」を確認しておいてください。

◎修学上等の取扱いにおいて、ご不明な点がある場合は下記にお問い合わせください。

事 項	担 当 窓 口		
授業に関すること	学部	教務課 教務係	088-687-6692 gakubu@naruto-u.ac.jp
	大学院		088-687-6692 daigakuin@naruto-u.ac.jp
実習に関すること	学部・大 学院	教務課 教育実習係	088-687-6598 jissyuu@naruto-u.ac.jp